

# 第2期

## 那珂市いのちを支える自殺対策計画

令和6年3月  
那珂市





# は じ め に

本市では、令和2年3月に那珂市いのちを支える自殺対策計画を策定し、市民のこころの健康づくりや自殺予防に取り組んできたところでございますが、計画期間が終了したことに伴い、このたび新たに「第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画」を策定いたしました。



我が国の自殺者数は、平成10年の3万人台から減少し、令和元年には2万人を下回ったものの、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で失業率が増加し、社会経済基盤の弱い女性などの問題が表面化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回りました。

自殺は、健康問題、失業、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が重なることで起こるとされ、その多くが追い込まれた末の死であります。また、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と考えられています。

この計画では、本市における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めております。市民が健康で生きがいを持って暮らすため、前計画に引き続き「誰も追い込まれることのない那珂市の実現」を基本理念とし、5つの基本方針と4つの施策を定めるとともに、重点取組施策として、子どもと女性への具体的な支援体制の整備を掲げました。今後は、本計画に基づいて、関係機関・団体等との連携を一層強化しながら、「自殺は防ぐことができる」という信念のもと、総合的な対策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました那珂市いのちを支える自殺対策協議会の委員をはじめ、市民の皆様並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

那珂市長 まつ さき ひかる  
先崎 光

## « 目 次 »

<b>第1章 計画の概要</b>	
1 計画策定の趣旨	..... 1
2 本計画における基本理念及び基本方針	..... 2
3 計画の位置づけ	..... 4
4 計画の期間	..... 5
<b>第2章 市の自殺の現状と取組の評価</b>	
1 市の現状	..... 6
2 これまでの取組と評価	..... 10
<b>第3章 いのちを支える自殺対策における取組</b>	
1 計画の体系	..... 12
2 自殺予防対策に関する各種取組	..... 13
施策 1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	..... 13
施策 2 自殺対策に関わる人材の確保及び養成	..... 15
施策 3 心の健康を支援するための環境の整備及び 保健医療福祉サービス等の支援の充実	..... 16
施策 4 各世代や対象（状況）に応じた自殺対策の推進	..... 18
① 子ども・若者世代へのサポート	..... 18
② 子育て世代へのサポート	..... 21
③ 就労世代へのサポート	..... 24
④ 高齢（シニア）世代へのサポート	..... 26
重点取組施策	..... 29
<b>第4章 計画の目標及び評価指標</b>	
1 計画の目標	..... 31
2 計画の評価指標	..... 31
<b>第5章 計画の推進</b>	
1 計画の推進体制	..... 32
2 計画の進捗管理	..... 33
<b>資料編</b>	
計画策定の経過	..... 36
那珂市いのちを支える自殺対策推進本部設置要項	..... 37
那珂市いのちを支える自殺対策協議会設置要綱	..... 39

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成10年に自殺者が3万人へと急増するまでは行政上の課題とされることなく、厚生労働省におけるうつ病対策や職場のメンタルヘルス対策を中心に各府省庁が実施してきました。

そのような状況の中、「個人だけでなく社会を対象とした自殺対策を実施すべき」といった声を受け、関係省庁が一体となった取組に着手すべく、平成18年に自殺対策基本法を施行し、平成19年6月に初めての自殺総合対策大綱が策定され、国が推進すべき指針が定められました。

その後、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策を推進するため、平成28年に自殺対策基本法を改正し、自殺総合対策大綱についても法改正の趣旨を踏まえた見直しが行われました。平成29年7月には、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年の18.5に比べて、30%以上減少させた令和8年が13.0以下となるよう目標値を定めました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性の自殺者数が大きな割合を占める状況は続いているものの、コロナ禍の影響で様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、令和4年10月の新たな自殺対策大綱においては、さらなる取組の推進が求めされました。

本市では、平成30年9月に、市長を本部長とする「那珂市いのちを支える自殺対策推進本部」と、市民の代表で組織される「那珂市いのちを支える自殺対策協議会」を設置し、令和2年3月には「那珂市いのちを支える自殺対策計画」（以下、第1期計画）を策定しました。

これまで、第1期計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を目指して自殺対策に取り組んできましたが、令和5年度で計画期間が終了することから、「第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画」（以下、本計画）を策定するものです。

## 2 本計画における基本理念及び基本方針

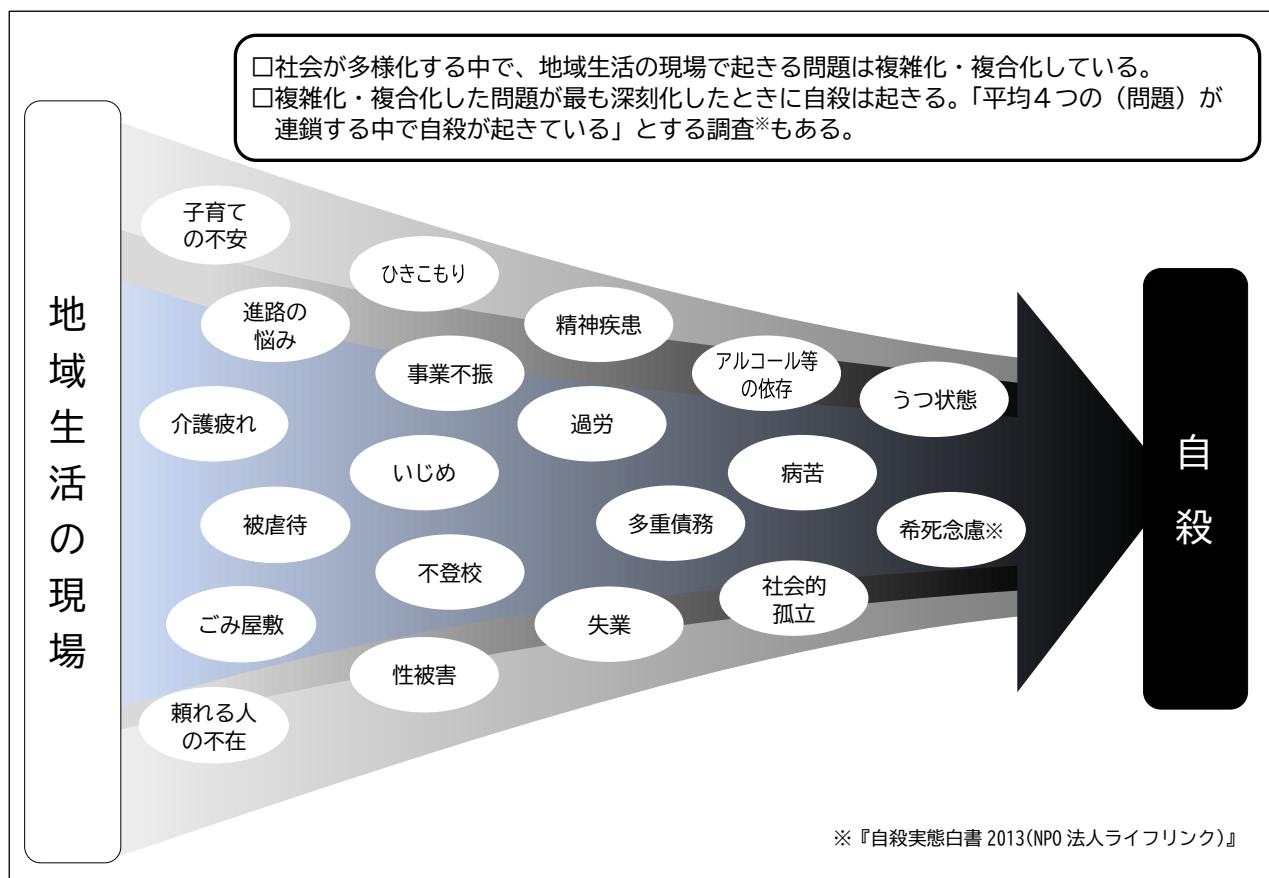
### (1) 基本理念

本市では、国の自殺総合対策大綱に基づき、第1期計画に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を基本理念とし、いのちを支える自殺対策を総合的に推進します。

### (2) 基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること
- 年間自殺者数は、減少傾向にあるが、更なる取組が必要であること
- 地域レベルの実践的なP D C Aサイクルを通じて推進すること

図1 自殺の危機要因イメージ（厚生労働省資料）



※希死念慮：死にたいと願うこと。

### (3) 基本方針

#### I 実践と啓発を両輪として推進します

自殺に追い込まれる危機は、「誰にでも起こりうる危機」ではあるものの、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくい現実があります。

こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発に取り組みます。

#### II 関連施策との連携を強化した総合的な取組を推進します

自殺に追い込まれようとしている方が安心して生きられるように自殺を防ぐには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な支援が重要です。

そのため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」など、地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度、精神科医療、保健、福祉の各施策及び孤獨・孤立対策との連動性を高めた連携を図ります。

#### III 生きることの包括的な支援を推進します

「生きることの促進要因（自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等）」より、「生きることの阻害要因（失業や多重債務、生活苦等）」が上回った時に自殺リスクが高まります。そのため、自殺対策は自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があり、「生きる支援」に関する地域のあらゆる社会資源を活用し、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

#### IV 対応の段階に応じてレベルごとに対策を効果的に連動します

自殺対策に係る個別の施策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、計画などの枠組みの整備に関わる「社会制度のレベル」の3つに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進していきます。

#### V 関係者との役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市」を実現するには、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要であり、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。また、持続可能な開発目標（SDGs）における「だれ一人取り残さない」という理念のもと、国の自殺総合対策大綱及び茨城県自殺対策計画の視点を踏まえた取組を推進します。

なお、「第2次那珂市総合計画 後期基本計画」に掲げる「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」を実現するための計画のひとつとして位置づけた上で、

「第4次那珂市地域福祉計画」を上位計画とする福祉関連計画及び「第2期那珂市健康増進計画」などの計画と整合を図ります。

図2 那珂市いのちを支える自殺対策計画と関連する各種計画

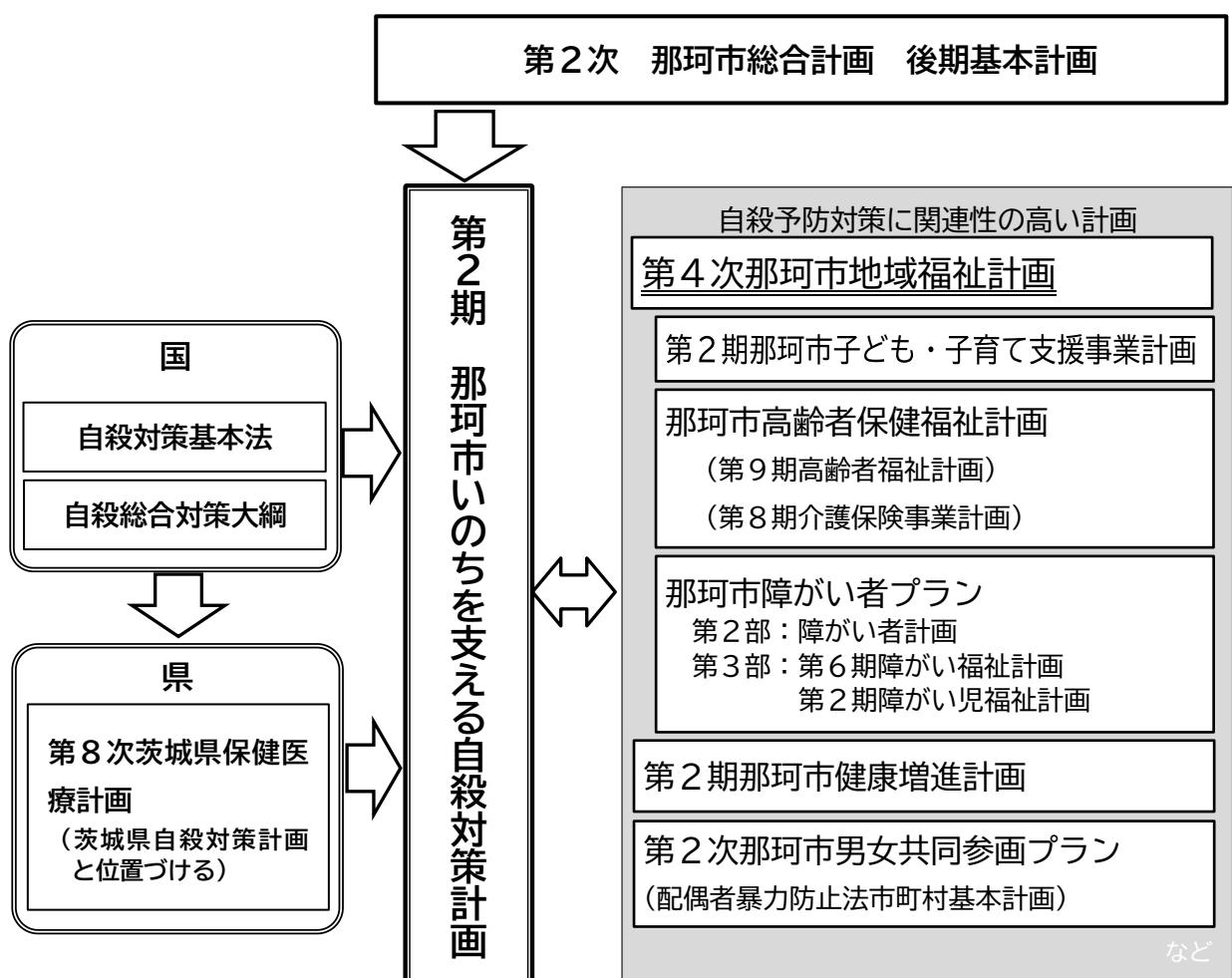


図3 «関連する持続可能な開発目標（SDGs）»



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とし、評価年度を次期計画策定の前年度の令和10年度とします。

なお、法制度などの改正があった際には適宜見直しを行い、柔軟に対応します。

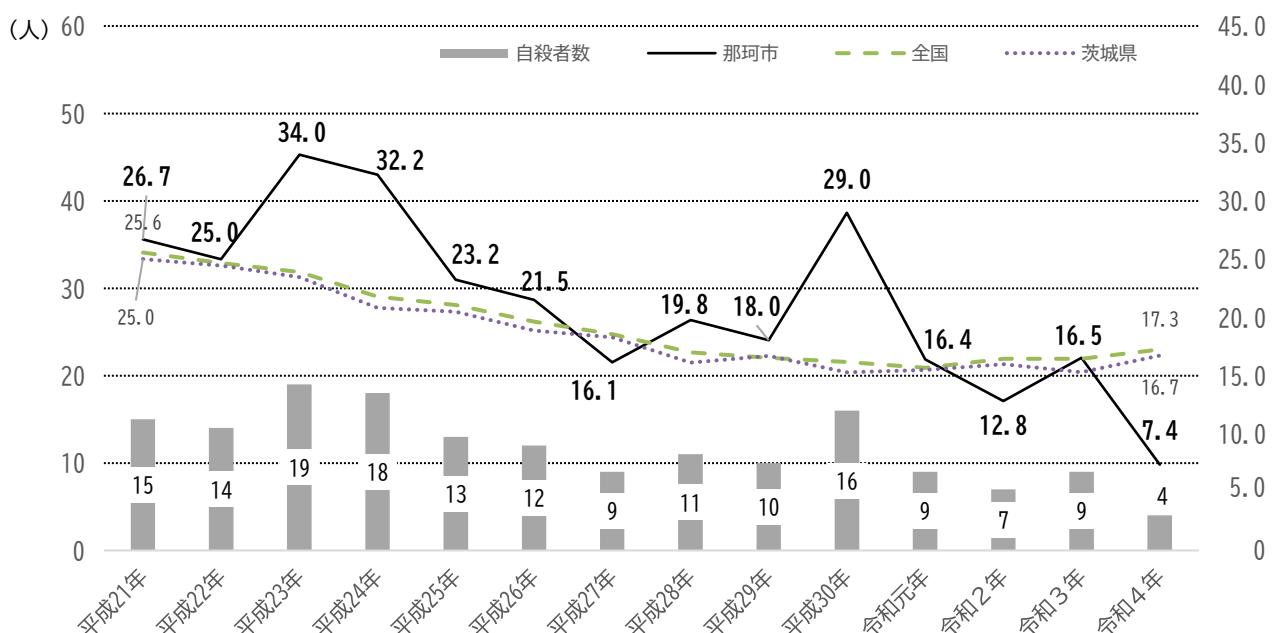
## 第2章 市の自殺の現状と取組の評価

### 1 市の現状

#### (1) 自殺死亡率及び自殺者数の推移

本市の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、平成 21 年の 26.7 に対して、平成 23 年に 34.0、平成 30 年に 29.0 と大きく数値が上昇しました。令和元年以降については、自殺者数は 10 人以下が続いており、自殺死亡率についても令和 4 年が 7.4 と低い水準となっています。

図4 自殺死亡率及び自殺者数の推移

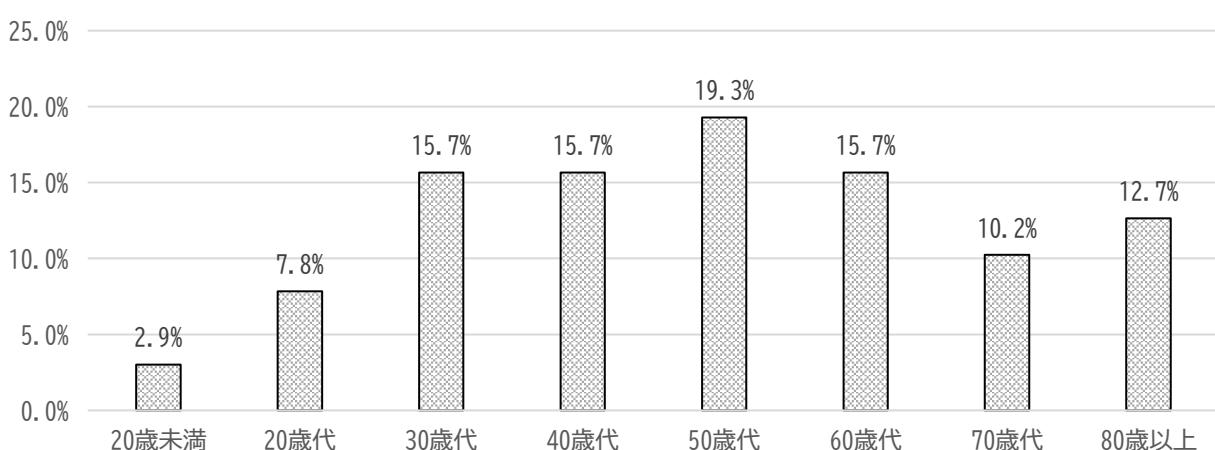


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

#### (2) 年代別自殺者の割合

本市の年代別自殺者の割合は、50 歳代の 19.3% が最も割合が高く、次いで、30 歳・40 歳・60 歳代が 15.7% となっています。

図5 年代別自殺者数の割合

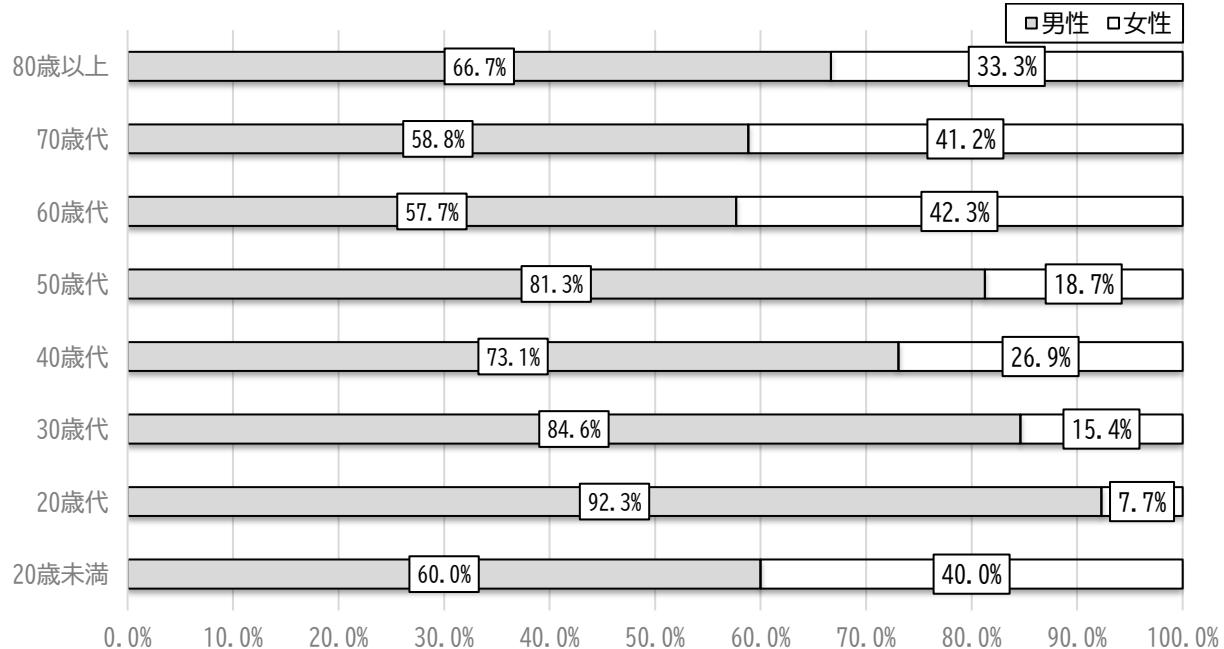


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 21 年～令和 4 年）

### (3) 年代別・男女別自殺者の割合

本市の自殺者の中各年代における男女別の割合は、いずれの年代においても男性の自殺者の割合が約60%～90%となっており、女性を大きく上回っています。

図6 年代別・男女別自殺者の割合

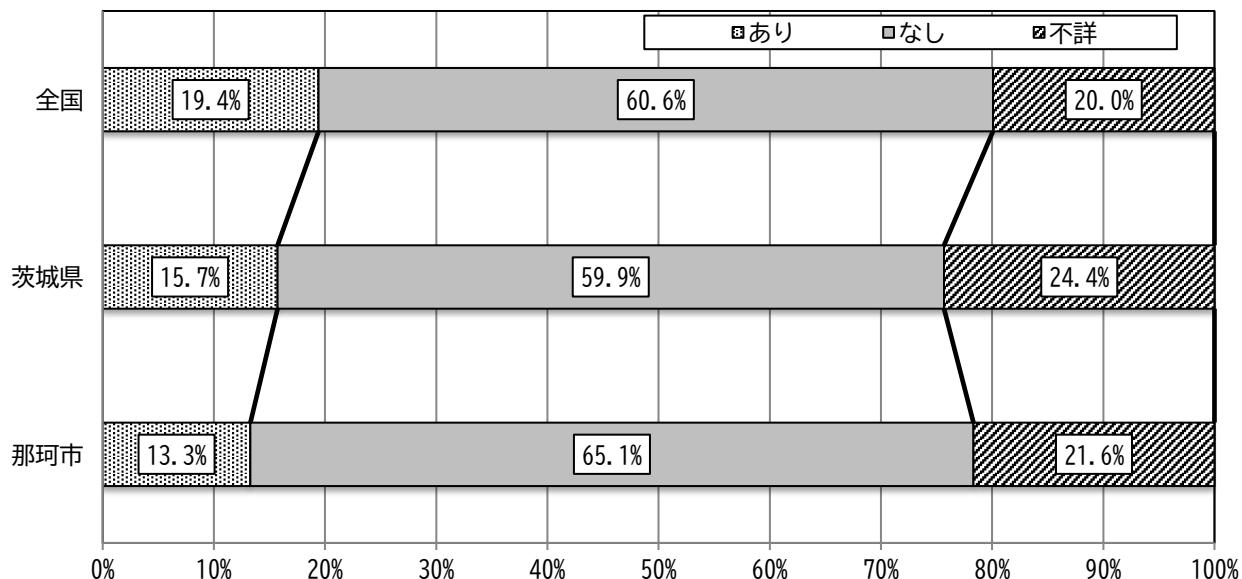


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(平成21年～令和4年)

### (4) 自殺者の未遂歴の割合

自殺者のうち未遂歴がある人の割合は、全国の19.4%や茨城県の15.7%と比べると、本市は13.3%と低い割合となっています。

図7 自殺者の未遂歴の割合

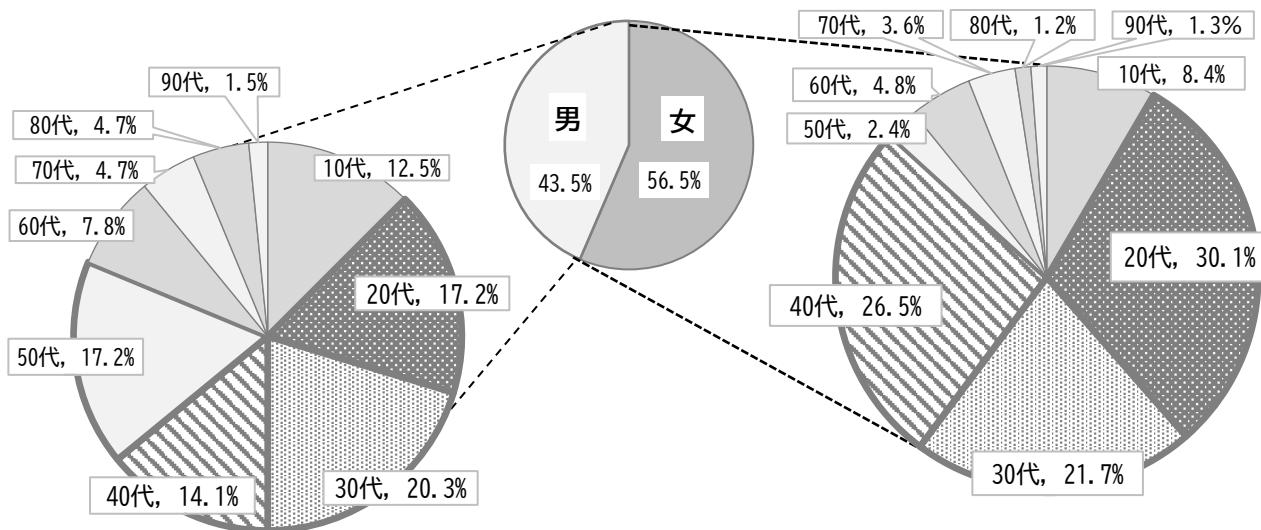


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(平成21年～令和4年)

### (5) 自損行為に関する救急出場状況

市消防本部における自損行為<sup>※1</sup>による救急出場<sup>※2</sup>のうち、自殺未遂者の割合を男女別でみると男性 43.5%、女性 56.5%で、女性の割合が多くなっています。さらに、年代別でみると男性は、20～50 歳代の割合を合計すると 68.8% を占めています。女性は、20～40 歳代の割合を合計すると 78.3% を占めています。

図8 自損行為に関する救急出場状況



出典) 市消防本部統計データを加工 (平成 24 年～令和 4 年の合計)

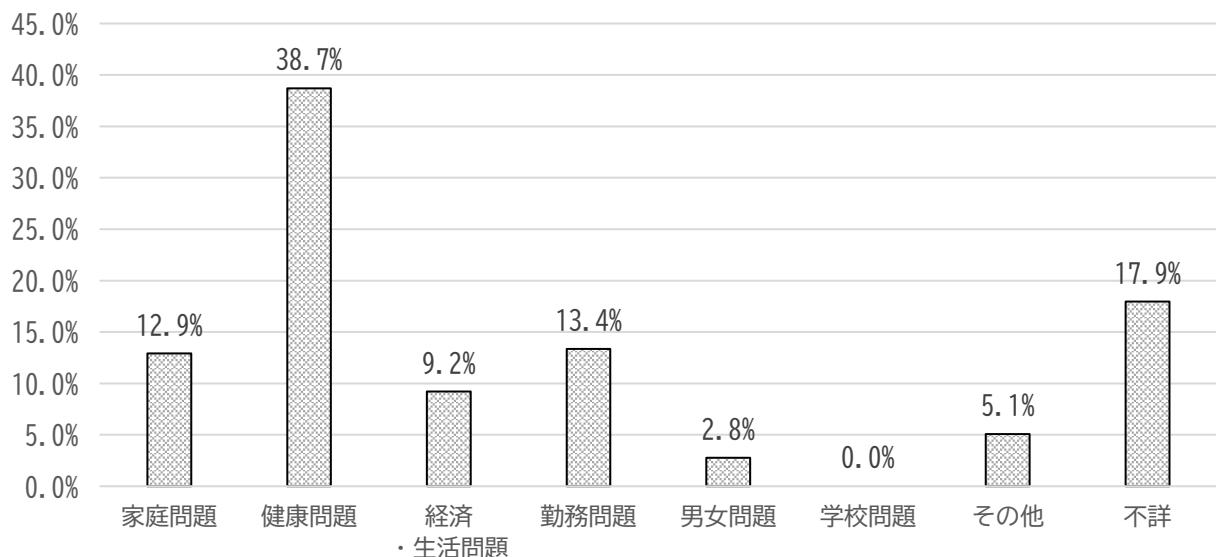
※1 自損行為：救急搬送における事故種別は、急病・交通事故・一般負傷等に分類されており、自損行為とは、自殺の目的による行為、故意に自分自身に障害を加えた事故です。

※2 救急出場：救急車や救急隊員が現場に出動することです。

### (6) 自殺の原因・動機別の状況

本市の自殺の原因・動機別の状況では、健康問題が 38.7% と最も高くなっています。次いで勤務問題が 13.4%、家庭問題が 12.9% となっています。

図9 自殺の原因・動機別の状況

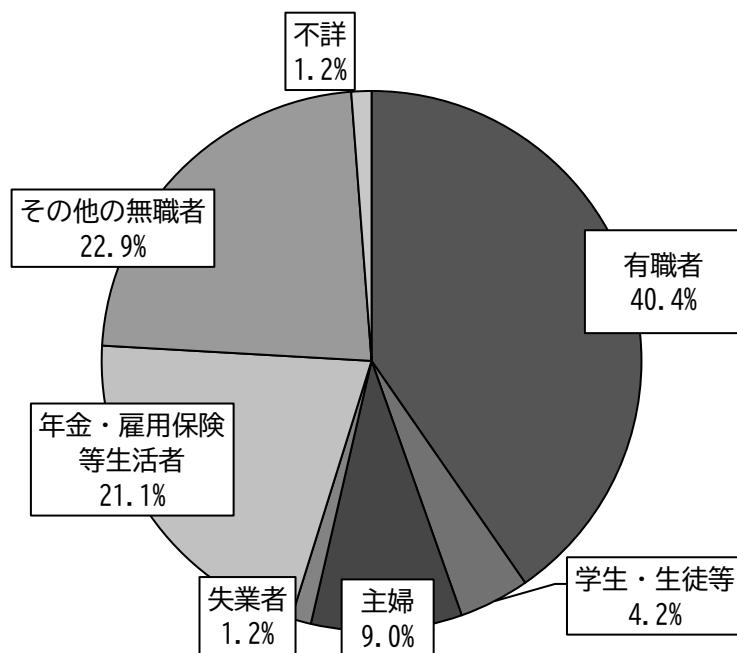


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (平成 21 年～令和 4 年)

### (7) 職業別の自殺者割合

本市の職業別の自殺者割合は、有職者が40.4%、学生・生徒等が4.2%、無職者が54.2%となっており、無職者の割合が多くなっています。無職者では、その他の無職者が最も高く、次いで、年金・雇用保険等生活者、主婦と続いています。

図10 職業別の自殺者割合

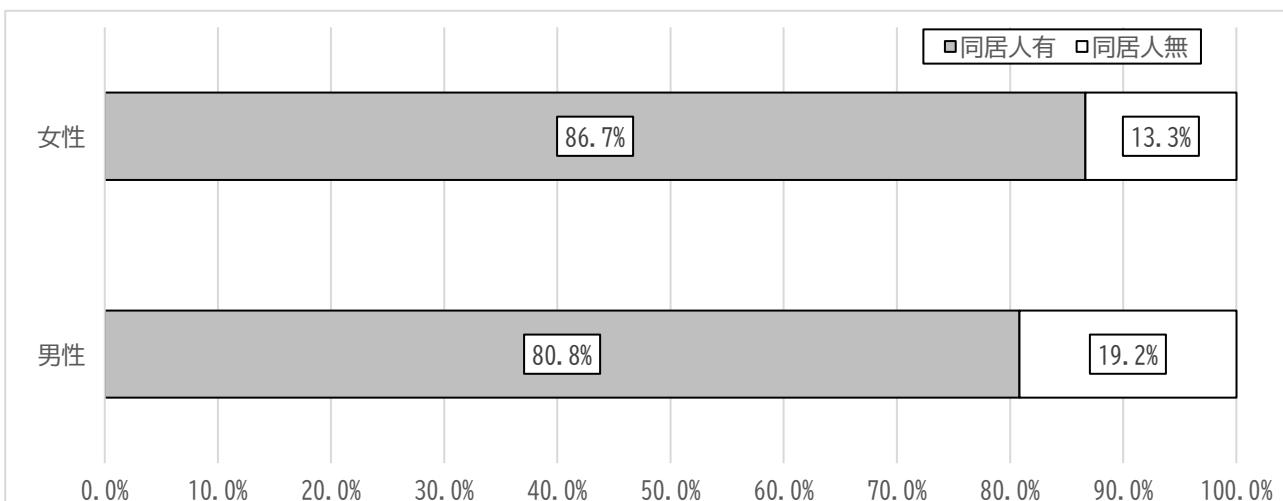


出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(平成21年～令和4年)

### (8) 同居人の有無別自殺者割合

本市の同居人の有無別自殺者割合は、男女ともに自殺者の約80%に同居人がいる状況となっています。

図11 同居人の有無別自殺者割合



出典) 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(平成21年～令和4年)

## 2 これまでの取組と評価

本市では、平成18年に施行された自殺対策基本法に基づき、市民に対して自殺予防や精神疾患などに関する正しい知識の啓発と周知に取り組んできました。また、自殺の要因となる様々な相談に対して、庁内の各窓口で丁寧な対応を行ってきました。

令和元年度には、第1期計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を基本理念に、5つの基本施策と4つの重点施策に基づいて、全局的に自殺予防となる取組を推進してきました。

### ○目標値及び評価指標

【第1期計画の目標値】

表-1

指 標	目標値			
	平成28年	令和4年	評価	令和5年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	19.8	7.4	○	15.0以下

### 【自殺死亡率及び自殺者数の推移】

表-2

年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率	19.8	18.0	29.0	16.4	12.8	16.5	7.4
自殺者数	11人	10人	16人	9人	7人	9人	4人

第1期計画の基本施策・重点施策において、自殺対策を取り組んできた結果、市における自殺者数は、近年減少傾向にあります。

令和4年においては、近年一番少ない自殺者数となり、第1期計画で目標としていた自殺死亡率15.0を下回る7.4となったものの、依然として「追い込まれた末の死」を選択する方がいるのが現状であることから、引き続き自殺対策に取り組んでいく必要があります。

【第1期計画の評価指標】

表-3

項目	評価指標			
	平成30年度	令和4年度	達成状況	令和5年度
那珂市いのちを支える自殺対策推進本部の開催	年1回	1回	○	年1回以上
那珂市いのちを支える自殺対策協議会の開催	年1回	1回	○	年1回以上
自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発	年2回	2回	○	年2回以上
こころの健康づくり講演会開催	年1回	1回	○	年1回以上
ゲートキーパー養成講座受講延べ人数	232人	545人	○	500人以上
悩みやストレスを感じた時に相談等をした割合(市民アンケート:構成比より)	61.9%	81.1%	○	75%以上

第1期計画を策定後、令和2年からの新型コロナウィルス感染症拡大の影響に伴い、様々な事業の実施が困難となる中で、インターネットを活用するなど自殺対策に係る取組を推進してきました。

那珂市いのちを支える自殺対策推進本部及び協議会では、オンラインにて会議を開催しコロナ禍におけるさまざまな実態を共有するとともに、各課室や関係機関の取組状況の報告を受けた上で、推進本部委員や協議会委員などから意見を伺いました。

こころの健康づくり講演会は、市民へ精神保健福祉に関する正しい知識の普及のため、専門の講師を招いて年1回実施しました。

ゲートキーパー養成講座の受講延べ人数は、市職員を対象に計画的に養成講座を実施したことで合計545人となり、令和5年度までの目標を達成しました。

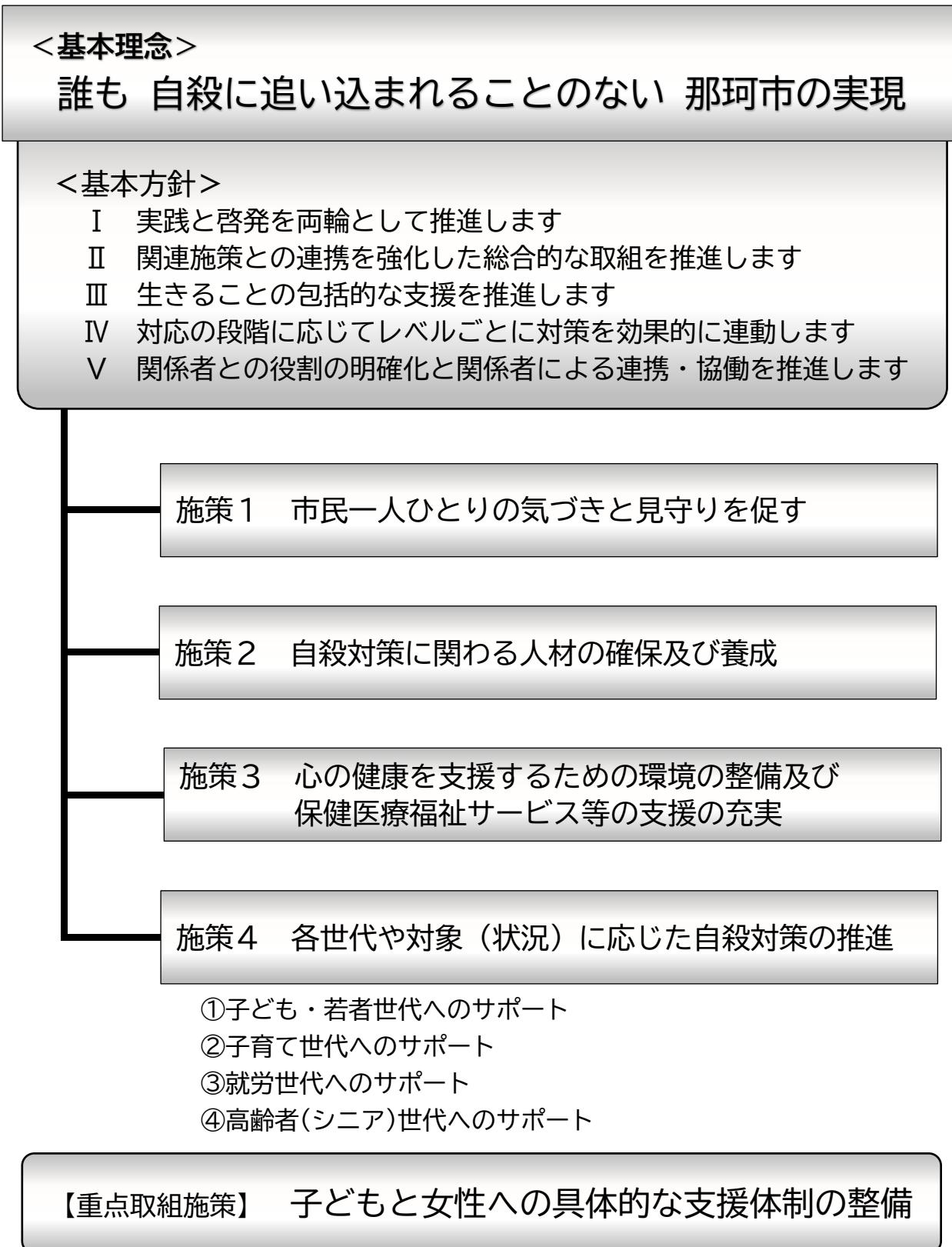
市民が悩みやストレスを感じた時に相談等をした割合は、81.1%と令和5年度の目標を上回りました。

第1期計画における各種評価指標については、概ね達成しているところはあるものの、今後も自殺予防に関する正しい情報を幅広く市民に啓発を行うとともに、自殺に対する偏見の払拭や精神疾患に対する理解の増進を図り、地域の関係機関・団体と連携した上で、包括的な支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

## 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

### 1 計画の体系

図12 計画体系図



## 2 自殺予防対策に関する各種取組

### 施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺は、誰もが当事者となりうる重大な問題であることから、自殺予防に関する知識を普及し、市民全体の理解を促進します。また、自身が命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを周知するとともに、誰もが自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくための役割について、さまざまな機会を通じて啓発事業を推進していきます。

#### ア 自殺予防に関する周知啓発

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」と認識を浸透させるため、自殺予防週間などの強化期間や市の広報紙及びホームページを積極的に活用した上で、自殺予防に関する正しい知識の普及に努めます。

表-4

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	自殺予防 に関する周知啓発	自殺予防に関する正しい理解やうつ病を含む精神疾患の理解促進に関する周知を図ります。	健康推進課
2	DV等の防止 に関する周知啓発	配偶者などからの暴力をなくす運動の周知に努めます。	市民協働課
3	虐待防止 に関する周知啓発	子ども、障がい者、高齢者への虐待防止について、市広報紙やSNS及び各種イベントなどにて周知に努めます。	社会福祉課 こども課 介護長寿課
4	自殺予防週間・自殺予防月間の周知啓発	全国的に自殺者数が増加傾向にある自殺予防週間及び月間の期間に相談窓口の周知に努めます。	健康推進課
5	児童虐待防止推進月間の周知啓発	子育てに関する相談先や児童虐待を把握した際の通報先について周知に努めます。	こども課

#### イ 自殺予防に関する研修会等の実施

社会において直面する様々な困難やストレスへの対応方法、メンタルヘルス及び精神疾患などについて正しく理解できるよう、研修会や講演会を実施します。

命の大切さ・尊さについて、講習会を通して学ぶことで、自殺予防につながるよう取組を推進します。

表-5

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	こころの健康づくり 講演会	自殺予防、うつなどの精神疾患や依存症について正しい知識の理解を深めるため、様々なテーマの講演会を開催します。また、自殺の危険を示すサインや対応方法について学ぶ機会を設けます。	健康推進課
2	救命講習会	救急時における救命対応の講習において、いのちを支える対策に関する普及啓発に努めます。	消防本部

## ウ 相談窓口の周知

自殺対策においては、個人でできること・地域で連携して取り組むこと・社会の制度として対応することと、それぞれの段階において対応できることがあることから、インターネットやチラシなどを活用して各対象者に応じた周知を行います。また、国や県が作成するSNSや新たなコミュニケーションツールによる相談支援体制を活用するとともに、市ホームページなどを利用した分かりやすい周知に努めます。

表-6

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	福祉総合相談窓口	福祉における様々な相談に対して、相談者の属性や相談内容などに関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービスへつないで困りごとを解決できるように支援します。 また、生活困窮やひきこもりなどの複雑化・複合化した事例については、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援します。	社会福祉課
2	こころの相談 精神保健福祉相談	様々な悩み（眠れない、イライラする、だるい、ひきこもっている）や精神疾患に関して、専門医等に相談することで、適切な医療機関へつなぎます。	健康推進課
3	健康相談	からだのことや病気のこと及び栄養等についての相談支援を行い、状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	健康推進課
4	相談窓口の情報提供 (遺された人への支援)	県内の自死遺族自助グループなどの周知に努めるとともに、相談窓口の情報提供を行います。	健康推進課
5	各種相談窓口の周知	相談窓口一覧のリーフレットを作成し、全戸配布するとともに医療機関や各種相談窓口への据置や講演会開催時に配布し、各種相談窓口の周知に努めます。また、インターネットを活用し、SNSや各種コミュニケーションツールなどによる相談支援窓口の周知に努めます。	健康推進課
6	DV相談	夫婦間のトラブルに関する相談について、関係機関と連携して対応し、被害者を支援します。	市民協働課
7	虐待に関する相談	子ども、障がい者、高齢者に対する虐待の対応を行う中で、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	社会福祉課 こども課 介護長寿課
8	無料法律相談	市の無料法律相談を定期的に開催します。また、必要に応じて茨城県の無料法律相談や法テラスなどを紹介します。	市民相談室
9	犯罪被害者相談 に係る周知	犯罪被害者や家族の精神的又は経済的な支援や援助について、県の窓口を紹介するとともに、関係各機関と連携して対応します。また、犯罪被害に関する相談窓口のパンフレットやチラシを配布し、周知に努めます。	防災課

## 施策2 自殺対策に関わる人材の確保及び養成

様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対して早期発見、早期対応を図るために自殺の危機を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞いて、見守りながら必要に応じて支援機関につなぐ「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。また、地域における関係機関や専門家などと連携して支援を担う人材の育成に努めます。

表-7

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	市民等を対象とする ゲートキーパー養成 講座の開催	民生委員児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入している方を対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っている方や悩みを抱えた方に気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつなぐことができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	健康推進課
2	市職員を対象とする ゲートキーパー養成 講座の開催 及び研修の実施	市職員を対象に、自殺や精神疾患について正しく理解し、市の窓口などで生活に関して問題を抱えている方や困っている方に気づき、声を掛け、速やかに関係機関へつなぐことができるようe-ラーニングなども活用した研修を実施します。	健康推進課 総務課
3	ダイバーシティ の推進	一人ひとりの個性を尊重した多様な人材が活躍できるまちづくりの推進及び誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。	市民協働課

### 施策3 心の健康を支援するための環境の整備及び保健医療福祉サービス等の支援の充実

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするには、精神保健の視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な支援が重要です。そのため、自殺の要因となる様々な問題のうち、解決可能な問題について支援する「生きる支援」を充実していくために、行政内における横連携を強化した体制を構築するとともに、福祉・介護・医療・教育などの担当者や支援者の顔が見える支援体制を推進します。

#### ア 地域における連携の強化

地域全体で自殺対策を総合的に推進していくために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築するとともに、協働で支え合える地域づくりを推進します。

表-8

No	会議名等	実施内容	担当課室等
1	那珂市いのちを支える自殺対策協議会	自殺対策計画の策定及び推進に関する情報提供や助言をするため、協議会を開催します。また、市内における自殺予防に必要な情報や取組について助言を行います。	健康推進課
2	那珂市いのちを支える自殺対策推進本部・作業部会	庁内関係部署の連携と協力を図り、自殺対策計画を総合的に推進するため、本部会議及び作業部会を開催します。 行政内の各部局における「生きる支援」を視野に入れた取組を共有するとともに、自殺や自殺未遂の実態把握に努め、市における自殺予防の取組を推進します。	健康推進課
3	重層的支援会議	関係機関との情報共有にかかる本人の同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有し、プランの適切性を協議します。	社会福祉課
4	市民自治組織	それぞれの地域における防犯・防災活動、親睦・交流活動、福祉活動、環境美化活動などを通じて、様々な課題解決に取り組みます。	市民協働課

## イ 医療・保健・福祉関係における連携体制の構築

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組が求められるものの、必ずしも精神科医療につなぐだけで完結するものではなく、その背景にある経済・生活・福祉及び家族の問題などの様々な問題に対して、包括的に継続した対応が必要です。また、国や県の各種取組を活用した上で、市内医療機関・歯科医院・薬局との情報共有及び連携体制の整備を推進するとともに、消防・警察及び行政などの関係機関との連動性を高め、希死念慮のある方への支援体制の構築に努めます。

表-9

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	多機関協働事業	地域共生社会づくりのため、市全体で包括的な相談支援体制を構築します。支援を行う関係機関が受けた相談のうち、単独の支援機関では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して多機関が連携して支援します。	社会福祉課
2	自殺未遂者等への支援	自損行為による救急対応状況の把握を行い、自殺未遂者やその家族へ相談窓口の情報提供を行うとともに、必要時重層的支援事業における「支援会議」や「つなぎシート」などの活用による情報共有を行い、今後の支援体制の構築に努めます。また、茨城県が実施する「よりそい型相談支援センター」や国が設置する「自殺未遂者等支援拠点医療機関」との連携体制を推進します。	社会福祉課 こども課 介護長寿課 消防本部 健康推進課 社会福祉協議会

## 施策4 各世代や対象（状況）に応じた自殺対策の推進

### **① 子ども・若者世代へのサポート**

#### ア 気づく

各小中学校において、体験活動、地域の高齢者などとの世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に取り組む関係団体との連携した命の尊さを実感できる教育を推進し、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努めます。また、子ども・若者がSOSを発信する力を身に着ける学習の機会を設けるとともに、周囲の友人などの変化に気付くことができるよう、ゲートキーパーとしての知識の習得を促します。

表-10

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 市民を対象とする ゲートキーパー 養成講座の開催	民生委員児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入している方を対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っている方や悩みを抱えた方に気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつなぐことができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	健康推進課
2	人権教室	市内小中学校において、那珂市人権擁護委員会による人権教室を開催します。 こどもの人権110番や困った時のSOSの出し方について学ぶ機会を設けます。	秘書広聴課 市民相談室 消費生活センター
3	いのちに関する教室	道徳や学級活動などの教育活動全体を通じて、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てます。	学校教育課

## イ 支えあい・関わる

子ども・若者に向けた自殺予防対策として、国や県と連携した上で、既存の相談体制などの周知徹底を図るとともに、小中学校においては、パソコンやタブレットを活用した自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信により、早期発見や見守りの取組を推進します。また、いじめの問題を含めた子ども達の不安や悩みをいつでも打ち明けられるよう、国や県が実施する電話やSNS相談の活用を促し、周知に努めます。

表-11

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 各種相談窓口の周知	相談窓口一覧のリーフレットを作成し、全戸配布するとともに医療機関や各種相談窓口への据置や講演会開催時などに配布し、各種相談窓口の周知に努めます。また、インターネットを活用し、SNSや各種コミュニケーションツール等による相談支援窓口の周知に努めます。	健康推進課
2	教育支援センター	アウトリーチによる積極的な相談活動やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問支援により、いじめや不登校、ひきこもりなどに直面している子どもや家族の悩みを解消するための相談活動や教育支援を行います。	学校教育課 教育支援センター
3	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。	学校教育課
4	教育相談	幼児、児童、生徒の諸問題について、本人若しくは保護者、教諭等などから相談を受け、事案に適した助言指導を行い、子どものより良い発達や成長を促し、学校生活への復帰、集団生活への適応を目指します。	学校教育課 教育支援センター
5	心の教室相談員の配置	児童が悩みを抱え込まないよう相談に応じ、気軽な話し相手を担う、心の教室相談員を各学園に1人配置し、児童生徒が心にゆとりを持てるような環境づくりを目指します。	学校教育課 教育支援センター
6	ひまわり教室	不登校などにより、学校での学習が困難な児童生徒への学習環境を提供します。	学校教育課 教育支援センター
7	児童虐待に関する相談	児童虐待防止のチラシを作成し、保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者や関係機関に配布し、児童虐待の発生時の相談先の周知に努めます。 児童虐待相談への早期対応に努めるとともに、関係機関との情報共有や継続的な見守り活動を通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。	こども課 家庭児童相談室

## ウ つながる

支援を必要とする子ども・若者が支援から漏れることがないよう、対象者の範囲を広くとることは重要です。かつ、各学年や立場（学校や社会とのつながりの有無など）ごとに、置かれている環境が違うように、自殺に追い込まれている事情も異なっていることを認識した上で、相談や支援を検討していく必要があります。また、子ども・若者の不安や悩み、いじめの問題などについて、家庭・学校・地域・行政の関係機関が連携した取組を推進します。

表-12

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を必要とする児童、養護支援が必要な児童やその保護者及び特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関が必要な情報共有を図るとともに、支援の内容に関する協議を行います。	こども課 家庭児童相談室
2	那珂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの現況と対策について協議し、小中学校におけるいじめの防止に活用されるよう、小中学校へ情報提供や助言を行います。	学校教育課
3	生徒指導に関する学校支援事業	茨城県が実施するカウンセリングアドバイザー派遣、スクールソーシャルワーカー、いじめ解消センター派遣などの事業を活用し、家庭環境に不安がある児童生徒に対する支援や関係機関と連携することで、学校の生徒指導を支援します。	学校教育課
4	こどもを守る 110 番の家の普及推進	子どもを犯罪などから守るため、緊急避難所を設置します。	学校教育課
5	青少年の非行・犯罪防止	市青少年相談員による学区内パトロールや声掛け・見守り活動により、青少年のための安全な環境づくりに努めます。	生涯学習課

## ② 子育て世代へのサポート

### ア 気づく

妊娠・出産・子育て期の方に対して、ゲートキーパーの役割を周知するとともに、地域の子育て世代が支えあえる仲間づくりを視野にいれた、ゲートキーパーの養成講座を開催します。

表-13

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 市民等を対象とする ゲートキーパー養成 講座の開催	民生委員児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入している方を対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っている方や悩みを抱えた方に気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつなぐことができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	健康推進課

### イ 支えあい・関わる

妊娠・出産・子育て期の方に対してやその周囲の人たちの悩みや心配事に対応した上で、関係機関が連携した支援を実施していきます。

表-14

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	子育てガイドブック の配布	利用したいサービスの紹介や病気や負傷した際の緊急時の連絡先など、役立つ情報を提供することで、育児不安や負担の軽減を図ります。	こども課
2	再掲) 各種相談窓口の周知	相談窓口一覧のリーフレットを作成し、全戸配布するとともに医療機関や各種相談窓口への据置や講演会開催時などに配布し、各種相談窓口の周知に努めます。また、インターネットを活用し、SNSや各種コミュニケーションツールなどによる相談支援窓口の周知に努めます。	健康推進課
3	妊娠中の健康相談	母子の健康管理のため、妊娠・出産に関する様々な相談を行うとともに、安心して出産育児ができるよう、子育てに関する情報提供を行います。	健康推進課 子育て世代包括支援センター
4	産後ケア	産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートを関係機関と連携して実施します。	健康推進課 子育て世代包括支援センター
5	保育サービス等の相談	子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。	こども課 子育て世代包括支援センター
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・助産師が訪問し、母子の健康状態や乳児の成長を把握するとともに、子育てに関する相談支援を行います。	健康推進課

No	事業名等	実施内容	担当課室等
7	乳児健康相談及び乳幼児健康診査	母子の健康状態の把握を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。また、子育てに関する悩みの相談支援を行い、必要時関係機関へつなげます。	健康推進課
8	子育て相談	親子にとって出会いの場、つながりの場、支えの場となるようふれあう場所を提供し、育児不安や負担の解消を図ります。	こども課 地域子育て支援センター
9	保育所での育児相談	菅谷保育所において、4歳児・5歳児保護者を対象に、個別面談を全員実施し保護者支援を実施します。また、日常の会話や面談などでの保護者との関わりのなかで、子育ての不安や悩み、困りごとを保育士が相談を受け、適切な機関へつなぎます。	こども課 保育所 家庭児童相談室
10	ひとり親家庭の相談窓口	関係機関との連携により経済的負担の軽減や住宅、就労に関する悩みなど、生活全般にわたる相談に応じ、ひとり親家庭への支援を行います。また、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施し、ひとり親世帯の身近な窓口での経済的な相談支援を行います。	こども課 家庭児童相談室
11	家庭児童相談	家庭における人間関係の健全化及び児童養護の適正化、家庭児童福祉の向上のため、家庭児童相談員による専門的な相談業務を行います。	こども課 家庭児童相談室
12	児童虐待に関する相談	児童虐待防止のチラシを作成し、保育所、幼稚園、小学校の保護者や関係機関に配布し、児童虐待の発生時の相談先の周知に努めます。 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに、関係機関との情報共有や継続的な見守り活動を通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。	こども課 家庭児童相談室
13	生活困窮者学習支援事業	経済的な理由により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない子どもに、居場所づくりを含む学習支援を実施します。	社会福祉課
14	教育相談	幼児、児童、生徒の諸問題について、本人若しくは保護者、教諭などから相談を受け、事案に適した助言指導を行い、子どものより良い発達や成長を促し、学校生活への復帰、集団生活への適応を目指します。	学校教育課 教育支援センター
15	再掲) 心の教室相談員の配置	小学生の不登校傾向の増加により、生徒が悩みを抱え込まないよう相談に応じ、気軽な話し相手を担う、心の教室相談員を各学園に1人配置し、児童生徒が心にゆとりを持てるような環境づくりを目指します。	学校教育課 教育支援センター
16	就学援助費	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
17	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費	小中学生のいる世帯のうち、経済的に援助を必要とする世帯に対して教育費の軽減を図ります。	学校教育課
18	特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課

No	事業名等	実施内容	担当課室等
19	雇用の促進	就職説明会・面接会の開催や周知、求人情報の提供を行います。また、「仕事と子育ての両立を目指す方のための就職応援セミナー」について利用促進を図ります。	商工観光課 こども課

## ウ つながる

市内における子育ての仲間づくりを支援するとともに、必要に応じて関係者間で情報を共有し、支援内容の検討を実施します。

表-15

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	子育てサークルの育成・支援	子育てをする親子が、様々な活動を共にすることで、子どもやほかの親との交流が深まり、親の孤立感が解消されるよう支援を行います。	こども課 地域子育て支援センター
2	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成と活動の機会を提供します。	こども課 地域子育て支援センター
3	妊産婦に関する早期支援	要支援妊産婦に対して、産科医療機関や精神科医療機関と情報共有及び支援について調整を行います。	健康推進課 子育て世代包括支援センター
4	再掲) 要保護児童対策 地域協議会	児童虐待等で保護を必要とする児童、養護支援が必要な児童やその保護者及び特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関が必要な情報交換を図るとともに、支援の内容に関する協議を行います。	こども課 家庭児童相談室
5	再掲) 重層的支援会議	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有し、プランの適切性を協議します。	社会福祉課

### ③ 就労世代へのサポート

#### ア 気づく

市商工会や市内事業所等において勤務する方を対象に、ゲートキーパーの役割を周知するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催します。

表-16

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 市民を対象とする ゲートキーパー 養成講座の開催	民生委員児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入している方を対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っている方や悩みを抱えた方に気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつなぐことができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	健康推進課
2	認知症サポーター の養成	地域の住民や事業所及び市職員等を対象に認知症についての講話をを行い、支援できる人材を養成します。	介護長寿課

#### イ 支えあい・関わる

多重債務や雇用及び離職における悩みや生活困窮などの相談に対応するとともに、ひきこもり状態にある方や障がい者及び精神疾患を持つ方の自立支援に取り組みます。また、勤務問題に関しては、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や各種指針やガイドラインなどに基づき長時間労働の是正を図ることについて、市内の事業所へ周知し、各事業所において「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に準じてメンタルヘルス対策の必要性やハラスメント防止に係る取組が推進されるよう努めます。

なお、生きづらさを抱えた方や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方など、孤立のリスクを抱えるおそれのある方が孤立する前に、地域とのつながりを持ち、支援につながるよう、各種相談に対応するとともに、孤立を防ぐための地域の居場所づくりを推進していきます。

表-17

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	地域活動 支援センター	障がい者へ創作的活動や生産活動の場を提供し、自立支援や生活の質の向上を図ります。	社会福祉課
2	よろず相談	企業の抱えている悩み（経営、人材、資金など）に対して、各分野の専門家を紹介し、解決への手助けを行います。	商工観光課
3	労働に関する周知	監督機関からの労働や健康相談に関するリーフレットの掲示や市広報紙による周知を図ります。	商工観光課
4	再掲) 雇用の促進	就職説明会・面接会の開催や周知、求人情報の提供を行います。また、「仕事と子育ての両立を目指す方のための就職応援セミナー」について利用促進を図ります。	商工観光課 こども課
5	失業に関する支援	失業による雇用保険受給に関する情報の提供を行います。	商工観光課

No	事業名等	実施内容	担当課室等
6	犯罪被害者相談に係る周知	犯罪被害者やその家族などへの精神的又は経済的な支援について、県の相談窓口を紹介するとともに、関係機関と連携して対応します。また、相談窓口のパンフレットやチラシを配布し、周知を図ります。	防災課
7	市営住宅	入居者からの相談及び入居希望の申し込み時の聞き取りにより、失業やDVなどの自殺の原因となるような状況を把握した際には、適切な相談窓口につなぎます。	管財課
8	消費生活相談	消費生活や多重債務などの相談支援を行い、必要に応じて市無料法律相談や他の相談窓口につなぎます。	秘書広聴課 市民相談室 消費生活センター
9	納税相談	失業や病気などのやむを得ない理由で市税や国民健康保険税等を期限までに納付することが困難な方に納税相談を行います。	収納課
10	自立相談 サポートセンター	生活に困窮している方の就労の相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、職業安定所と連携し、自立の促進を図る支援を行います。	社会福祉課
11	生活保護事業	生活に困窮している方に対し、生活保護法による保護を実施し、自立した生活が送れるように支援に努め、個々のケースに応じて適切に対応します。また、市内を巡回し、路上生活者に対し、必要に応じて生活保護などの申請の案内を行います。	社会福祉課
12	地域自立支援協議会	地域関係機関の障がい者に関するネットワークの構築、地域課題の検討などを実施します。	社会福祉課
13	居場所づくりの推進	様々な理由で暮らしづらさを抱えている方同士が出会い、交流を通じて社会参加のステップアップができる場としてテーマ性の高い居場所づくりを設置・推進します。	社会福祉協議会
14	タクシー利用 助成事業	在宅で過ごす障がい者などへタクシーによる通院に係る費用を助成します。	社会福祉課
15	デマンド交通 運行事業	ひまわりタクシーの運行により、既存の公共交通を補完とともに、外出意欲の向上や行きたい場所づくりのために障がい者や要介護1～5の方に対して、ひまわりタクシー料金の割引を実施します。また、他課や関係機関と連携し、関連団体への出前講座による説明や登録申請手続の実施により、誰にでもわかりやすい周知に努めます。	都市計画課

## ウ つながる

様々な相談窓口においてそれぞれの役割を踏まえた支援を実施するとともに、希望死念慮にある方の様々な悩みや不安などの課題を包括的に支援していくために、関係機関が連携した取組を推進していきます。

表-18

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 重層的支援会議	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースについて、当該ケースのプランを共有し、プランの適切性を協議します。	社会福祉課

## ④ 高齢（シニア）世代へのサポート

### ア 気づく

地域において、ゲートキーパーの役割を周知するとともに、高齢者における認知症施策と連動した上で、高齢者のこころのサポートに対応できる人材を養成していきます。

表-19

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	再掲) 認知症サポーターの養成	地域の住民や事業所及び市職員などを対象に認知症についての講話を行い、支援できる人材を養成します。	介護長寿課
2	再掲) 市民を対象とする ゲートキーパー 養成講座の開催	民生委員児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入している方を対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っている方や悩みを抱えた方に気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつなぐことができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	健康推進課

### イ 支えあい・関わる

高齢者においては、身体機能や認知機能の低下、身近な方の死や自治会の脱退に伴う孤立感、家族関係の不和や介護による疲労など様々なことが自殺の要因となります。

生きづらさを抱えた方や退職して役割を喪失した中高年の男性及び離別・死別した高齢者など、孤立のリスクを抱えるおそれのある方が孤立する前に地域とのつながり、支援につながるよう各種相談に対応するとともに、孤立を防ぐための地域の居場所づくりを推進するなど、高齢者への「生きるための支援」を継続して実施していきます。

表-20

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	高齢者の総合相談	地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談を実施します。介護予防、認知症予防及び対応支援、医療サービス、介護サービス、経済面など高齢者の生活全般にかかる総合的な相談対応を行います。	介護長寿課
2	高齢者台帳等整備	民生委員児童委員などの連携により、地域のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者世帯を把握し台帳を作成します。それを基に、地域包括支援センターによる実態調査を経て、支援が必要な高齢者の実態把握を行います。	介護長寿課
3	いばらき 高齢者優待制度	65歳以上の方へいばらきシニアカードを配布することにより、高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげます。	介護長寿課
4	介護予防事業	介護予防講話などを実施し、高齢者の居場所づくりを支援します。	介護長寿課

No	事業名等	実施内容	担当課室等
5	救急医療情報キット	65歳以上のひとり暮らし高齢者・虚弱な高齢者のみの世帯などへ救命医療情報キットを配布し、かかりつけの医療機関、持病の有無、薬の服用内容など、救急時に必要な情報を記載して保管しておくことで、迅速・正確な救急活動に備えます。	介護長寿課
6	緊急通報システム	自宅に緊急通報システムを設置し急病や災害による緊急時に迅速正確に対応します。また、火災報知機と連動させることで火災発生時の通報体制を強化します。	介護長寿課
7	配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者・虚弱な高齢者のみの世帯など、食事を作ることが困難な方に配食を行い、食生活の安定、健康維持、安否確認を行います。	介護長寿課
8	成年後見制度	認知症の方や障がい者などを保護するため、成年後見人が本人に代わって財産管理を行い、介護サービスや障害福祉サービスなどの利用を進めます。	介護長寿課 社会福祉課
9	紙おむつ等購入費助成事業	在宅で要介護4又は5の方の介護をしている家族へ、市内指定販売店で紙おむつ等を購入できるクーポン券を発行することで経済的負担の軽減を図ります。	介護長寿課
10	介護マークの配布	介護をしている方へ介護マークを配布し、周りの人に温かく見守ってもらうことにより、介護による精神的負担を軽減します。	介護長寿課
11	徘徊高齢者家族支援サービス事業	概ね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、GPS機器を貸与し、高齢者が徘徊した際に位置を検索することで早期発見につなげ、介護している家族の負担軽減を図ります。	介護長寿課
12	認知症カフェの開設	認知症の方やその家族と、地域の方が一緒に話をして交流できる場をつくります。	介護長寿課
13	居場所づくりの推進	様々な理由で暮らしづらさを抱えている方同士が出会い、交流を通じて社会参加のステップアップができる場としてテーマ性の高い居場所づくりを設置・推進します。	社会福祉協議会
14	ふれあい・いきいきサロン	高齢者が身近な場所に集まり、仲間づくりや生きがいづくりができる居場所を提供し、健康づくり、社会参加や閉じこもり防止を図ります。	社会福祉協議会
15	再掲)タクシー利用助成事業	在宅で過ごす障がい者などへタクシーによる通院などに係る費用を助成します。	社会福祉課
16	再掲)デマンド交通運行事業	ひまわりタクシーの運行により、既存の公共交通を補完とともに、外出意欲の向上や行きたい場所づくりのために障がい者や要介護1~5の方に対して、ひまわりタクシー料金の割引を実施します。また、他課や関係機関と連携し、関連団体への出前講座による説明や登録申請手続の実施により、誰にでもわかりやすい周知に努めます。	都市計画課
17	高齢者への虐待対応	高齢者が虐待を受けた場合に、高齢者虐待対応マニュアルなどにより迅速に対応します。また、一時避難が必要な場合の保護可能な環境を整備し、提供します。	介護長寿課

## ウ つながる

地域における高齢者の各種相談に対応し、高齢者の特性に応じた包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者や日常生活に支障をきたす状態の方への介護者の負担を軽減することを視野に入れたサービスの利用や支援体制の構築を図ります。

表-21

No	事業名等	実施内容	担当課室等
1	地域包括支援センターの運営	高齢者の医療・介護・成年後見制度などの総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議やケース会議を通じて地域の多職種や関係者間の連携ネットワークを構築するとともに、地域の方が、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	介護長寿課
2	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	市では、市内3圏域に、生活支援コーディネーターを1人ずつ配置し、各地域における様々なネットワークの構築やサービス支援の構築に向けた取組を行います。	介護長寿課
3	日常生活圏域高齢者ネットワーク会議	高齢者の生活課題や地域課題を把握・検討します。	介護長寿課
4	認知症初期集中支援チームによる支援	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症の方やその家族に速やかに関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	介護長寿課
5	在宅医療介護連携推進事業	医療と介護を必要とする方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活が送れるよう一体的に支援が提供できる体制構築を図ります。	介護長寿課

## 重点取組施策

### ◆子どもと女性への具体的な支援体制の整備

全国の自殺による死亡者数は減少傾向にあるものの、小中高生の令和4年の自殺者数が過去最高となったことから、子ども・若者への自殺予防対策を推進します。また、市の現状においても、自殺未遂者については、20～40歳代の女性が多くなっていることから、自殺には至らないものの希死念慮を抱える若い女性がいることを踏まえ、市として、子ども及び女性への自殺予防対策を重点施策として取り組みます。

#### 1 子どもへの支援体制の整備

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。このような中、国として、日本的小中高生の自殺者数が過去最多となったことを重く受け止め、子どもが自ら命を絶つようなことのないよう、こども家庭庁に「自殺対策室」を設置し、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日）

（以下、プラン）が取りまとめられました。このプランにおいては、子どもの自殺の要因分析、教育や普及啓発、早期発見、相談体制の整備、自殺予防のための対策について、関係各課や関係機関による取組の推進が求められています。

今後、プラン及び国のことども大綱を踏まえ、市のことども子育て支援における計画において、子どもや若者への支援体制に対するより具体的な推進体制を構築していきます。

#### 2 女性への支援体制の整備

##### ①女性の健康づくりに関する周知啓発

すべての女性は、月経・妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することから、女性が主体的に心身及びその健康について正しい知識や情報を入手できるよう情報発信に努めるとともに、さまざまな機会において女性の健康づくりに関する周知啓発を推進します。

##### ②妊産婦への支援の充実

予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊産婦や

出産後の養育に支援が必要な妊産婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦などの特定妊産婦への支援を行うため、医療機関や関係課及び他自治体との連携及び支援体制の整備に努めます。また、産後うつの早期発見のため、産後健診などを通して産後間もない産婦の心身の状況を把握し、必要に応じて支援につなげるとともに、産後2か月頃の乳児家庭全戸訪問事業において、母子の健康状態の把握と生活環境の把握を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。関係機関が十分に連携した切れ目ない支援により、産後の心身の不調や育児不安などを抱える方に対し、産後も安心して育児ができるよう、心身のケアや子育てのサポートなど多様な支援体制を確保します。

### ③顕在化した課題を踏まえた女性支援

コロナ禍において、女性の非正規雇用労働者の雇用問題や配偶者からの暴力及び望まない妊娠や孤独・孤立で不安を抱える女性など、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制の構築を推進します。

また、性犯罪・性暴力被害者など、困難な問題を抱える女性への支援として、婦人相談所などの関係機関との連携体制を図り、必要な取組を推進します。

## 第4章 計画の目標及び評価指標

国の自殺対策における目標は、自殺死亡率を平成27年と比べて30%減少させるべく、令和8年に13.0以下となるよう継続して様々な取組を実施しています。

本市では、平成28年に19.8であった自殺死亡率が、令和4年に7.4と、6割の減少率と国を上回る減少傾向となっており、さらに、第1期計画で掲げた令和5年の目標値の15.0を下回る結果となっています。しかしながら、女性や20～50歳代の自殺未遂者割合が多いことを踏まえると、自損行為を行った方を含め、多様化する相談内容へ対応するための地域づくりや希死念慮のある方に対する支援体制の構築などについて、今後も自殺予防に関する取組の推進が求められています。

これらを踏まえ、平成29年から令和4年の6年間の自殺死亡率の平均が16.7であったことから、本計画の目標値をこの値と比較して30%以上の減少を目指すこととし、令和11年までの自殺死亡率が11.0以下で推移できるよう目標値を定めます。

### 1 計画の目標

表-22

指 標	平成23年～平成28年 (上記期間の平均自殺死亡率)	第1期計画現状値	第2期計画目標値
		平成29年～令和4年 (上記期間の平均自殺死亡率)	令和5年～令和10年 (上記期間の平均自殺死亡率)
自殺死亡率の減少	24.5	16.7	11.0以下

### 2 計画の評価指標

表-23

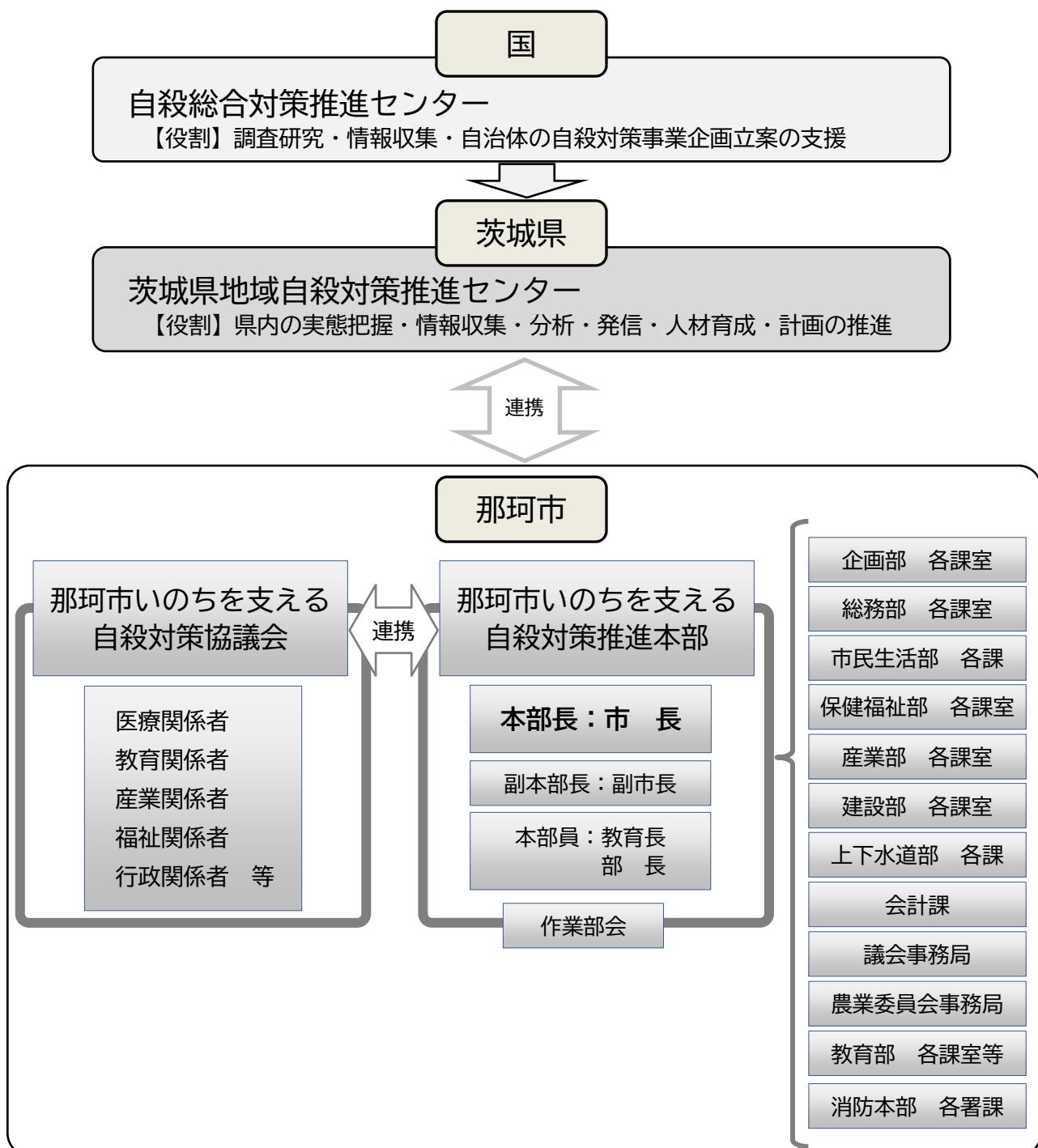
項 目	現状値	令和11年度 目標値
悩みやストレスを感じた時に相談等をした人の割合(市民アンケート)	81.1%	85%以上
悩みや不安があった時に相談できる窓口を知っている方の割合	要調査	60%以上
ゲートキーパー養成講座受講延べ人数	545人	1,000人以上
こころの健康づくり講演会の開催	年1回	年1回以上

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

自殺対策を推進するため、那珂市いのちを支える自殺対策協議会、那珂市いのちを支える自殺対策推進本部及び作業部会を設置し、市における総合的な対策を推進します。

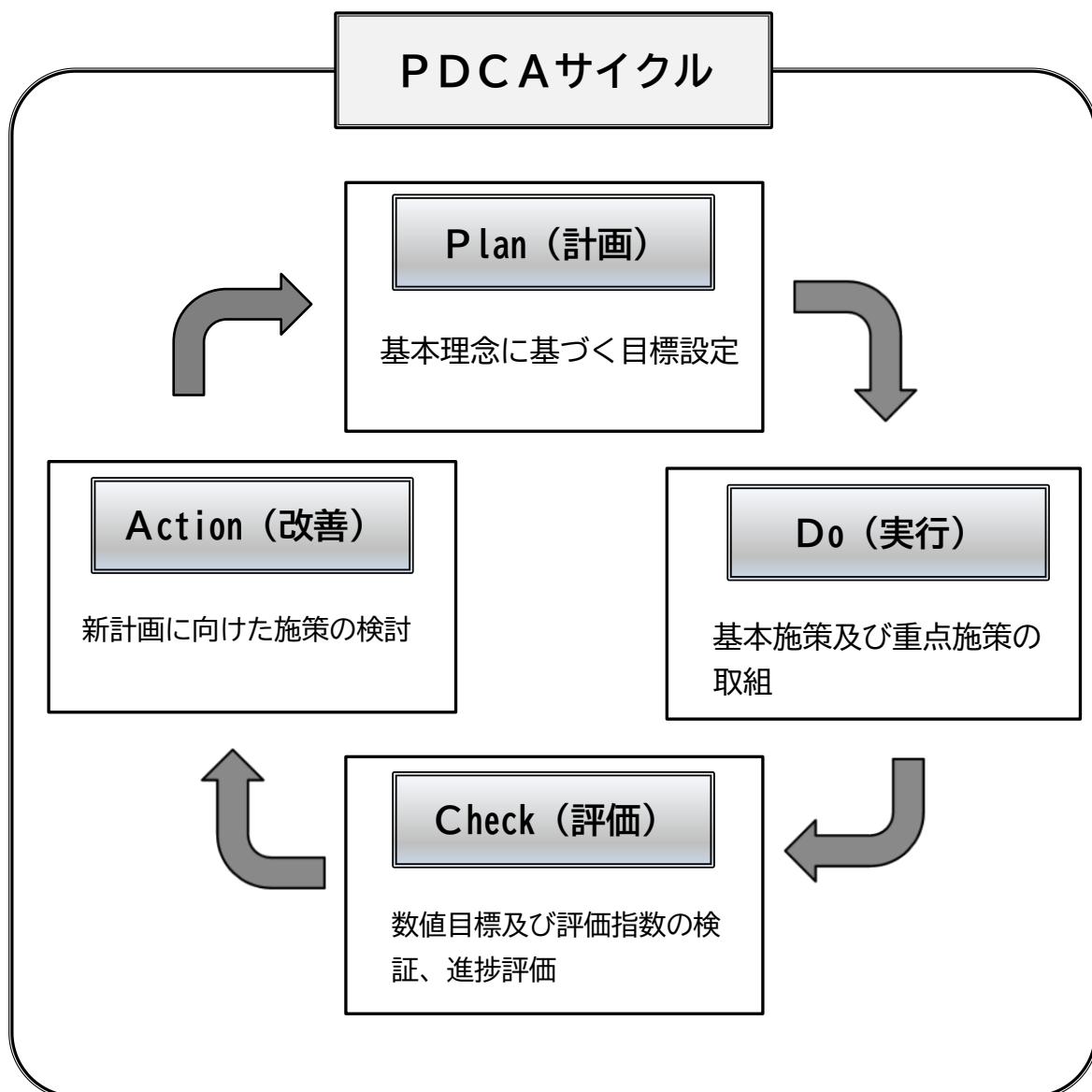
図13 推進体制



## 2 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。計画の実施状況及び目標の達成状況などの把握を行い、令和11年度には最終評価を行い、次期の計画策定に生かします。

図14 推進体制





# 資料編

## 計画策定の経過

期 日	内 容
令和5年5月15日	第1回本部会議 ・国の自殺総合対策大綱について ・今後のスケジュール等
令和5年5月23日	第1回協議会 ・いのちを支える自殺対策計画の概要 ・国の自殺総合対策大綱について ・今後のスケジュール等
令和5年5月26日	第1回作業部会 ・国の自殺総合対策大綱について ・前計画の点検・評価の依頼 ・今後のスケジュール等
令和5年7月27日	第2回作業部会 ・前計画の点検・評価 ・計画骨子案の検討・協議
令和5年8月8日	第2回協議会 ・現計画の点検・評価 ・計画案の検討・協議
令和5年8月21日	第2回本部会議 ・現計画の点検・評価 ・計画案の検討・協議
令和5年10月20日	第3回作業部会 ・計画案の確認・検討
令和5年11月16日	第3回協議会 ・計画案の確認・検討
令和5年12月4日	第3回本部会議 ・計画案の確認・協議・承認
令和6年1月10日～ 令和6年2月6日	パブリックコメントの実施

# 策定の体制

## (1) 那珂市いのちを支える自殺対策推進本部設置要項

平成30年8月31日

訓令第9号

改正 令和2年3月27日訓令第10号

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づき、庁内関係部署の緊密な連携を確保し、本市における自殺対策計画を策定及び推進するため、那珂市いのちを支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策における庁内関係部署の連携強化に関すること。
- (3) そのほか、自殺対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、消防長、会計管理者、農業委員会事務局長をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 本部は、所掌事項に関し、具体的な事項を調査し、審議するため、作業部会を設置する。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

### (補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

### 附 則（令和2年訓令第10号）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

## (2) 那珂市いのちを支える自殺対策推進本部 本部員名簿

職 名		氏 名	備考
本 部 長	市 長	先 崎 光	
副 本 部 長	副市長	玉 川 明	
本 部 員	教育長	大 繩 久 雄	
本 部 員	企画部長	渡 邊 荘 一	
本 部 員	総務部長	玉 川 一 雄	
本 部 員	市民生活部長	平 野 敦 史	
本 部 員	保健福祉部長	生 田 目 奈 若 子	
本 部 員	産業部長	浅 野 和 好	
本 部 員	建設部長	今 瀬 博 之	
本 部 員	上下水道部長	渡 邊 勝 巳	~R5.12.15
本 部 員	上下水道部長	金 野 公 則	R5.12.16~
本 部 員	議会事務局長	会 沢 義 範	
本 部 員	教育部長	小 橋 聰 子	
本 部 員	消防長	小 田 部 茂 生	
本 部 員	会計管理者	茅 根 政 雄	
本 部 員	農業委員会事務局長	澤 畠 克 彦	

## (3) 那珂市いのちを支える自殺対策推進本部作業部会 部会員名簿

所 属 課	所属グループ	役 職	氏 名
秘 書 広 聽 課	市民相談室消費生活センター	主 査	小 宅 隆
政 策 企 画 課	政策企画グループ	課長補佐	郡 司 智 弘
総 務 課	職 員 グ ル ー プ	課長補佐	川 勾 貴 弘
管 財 課	住宅・公共施設グループ	課長補佐	成 田 洋 一
収 納 課	収 納 グ ル ー プ	課長補佐	鈴 木 隆 司
防 災 課	防 災 グ ル ー プ	課長補佐	岡 崎 昌 行
市 民 協 働 課	市民交流グループ	課長補佐	薄 井 享
社 会 福 祉 課	障がい者支援グループ	係 長	川 又 ひろ子
こ ど も 課	子育て支援グループ	主 幹	野 上 涼
介 護 長 寿 課	高齢者支援グループ	主 幹	佐 藤 理 央
商 工 観 光 課	商工観光グループ	課長補佐	木 内 修 平
学 校 教 育 課	学務・施設グループ	課長補佐	寺 門 珠 美
消 防 本 部 警 防 課	警 防 グ ル ー プ	主 査	椎 名 大 介
那珂市社会福祉協議会	菅 谷 分 室	主 査	萩 野 谷 久 子

## (4) 那珂市いのちを支える自殺対策協議会設置要綱

平成30年8月31日

告示第109号

## (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づき、本市における自殺対策計画の策定において、関係者から広く意見を聴取するために、那珂市いのちを支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定のための情報提供や助言をすること。
- (2) 自殺対策における関係機関及び関係団体等との連携強化に関すること。
- (3) そのほか、自殺対策に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者
- (6) そのほか、市長が認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、6年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 平成30年度に委嘱又は任命を受けた委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命を受けた日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

## (5) 那珂市いのちを支える自殺対策協議会 委員名簿

職名	組織区分	所属	氏名
会長	医療関係者	那珂医師会	安部秀三
委員		那珂市歯科医師会	小林克男
委員		常陸大宮薬剤師会	渡邊龍雄
委員	教育関係者	那珂市教育委員会	中澤明
委員		茨城女子短期大学	安藤みゆき
委員		青少年相談員連絡協議会	森島栄子
委員	産業関係者	水戸公共職業安定所	小林謙
委員		那珂市商工会	佐藤光政
委員	福祉関係者	那珂市社会福祉協議会	川田俊昭
委員		那珂市連合民生委員・児童委員協議会	関登
委員	行政関係者	那珂警察署	信太孝弘
委員		ひたちなか保健所	岩田江里子
委員		那珂市消防本部	寺門薰
副会長		那珂市福祉事務所	生田目奈若子





## 第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画

発行年月 令和6年3月  
発行地 那珂市  
編集 保健福祉部 健康推進課  
所在地 〒311-0105  
茨城県那珂市菅谷3198番地  
電話番号 那珂市総合保健福祉センターひだまり内  
印刷製本 029-270-8071  
社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会  
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ